

# 倫理委員会有識者懇談会

## 議事次第

(第14回 2025年3月7日(金) 10:00~11:50)

### I 開会

### II 副会長挨拶

### III 議事

- ・ タックス・プランニング業務に関する倫理規則の改正公開草案のコメント  
対応について

【資料No. 1～3】

- ・ その他情報共有について

【資料No. 4】

### IV 閉会

以 上

## 配 付 資 料

資 料	資料No.
第 14 回倫理委員会有識者懇談会	1
倫理規則公開草案に寄せられたコメントへの対応表	2
倫理規則新旧対照表	3
その他情報共有	4

※赤字部分は、事前説明資料からの変更点を示しています。

※ 以下のスライドに記載の事項は、2025年3月7日時点における文案となります。

# 倫理委員会有識者懇談会

第14回

2025/3/7



# 本日の議事次第

---

- 倫理規則のタックス・プランニング業務及び関連業務等に関する改正公開草案に寄せられたコメント及びその対応について
  1. 公開草案に対するコメントの概要
  2. 主なコメントの概要と対応案
  3. 公開草案からの変更箇所

# 1. 公開草案に対するコメントの概要

## 公開草案に対するコメントの数

---

- 2024年11月20日に公表した、タックス・プランニング業務及び関連業務に関する「倫理規則」の改正に関する公開草案に対して、3個人からコメントが寄せられた。
  - ▶ 本会の個人会員…3人（2名が個人の税理士事務所を開業する会員、1名が税務業務に関与していない会員）
- コメント総数は19件（同意意見を含む。）

# 公開草案に対する質問事項

---

1. 倫理規則において、所属する組織に対するタックス・プランニング業務及び関連業務（セクション280）と依頼人に対するタックス・プランニング業務及び関連業務（セクション380）に関する規定を設けることに同意するか。
2. 公開草案の趣旨を踏まえ「信頼できる根拠」という用語を使用することに同意するか。
3. スタンドバック・テスト（※1）の取扱いについて同意するか。
4. その他の意見

※1 会員が職業的専門家としての判断を行使し、利害関係者の当該タックス・プランニングに対する見方次第で生じる可能性がある風評、ビジネス上の影響及びより広範な経済的影響について検討すること（公開草案R280.14項／R380.14項参照）。

# 質問事項に対するコメントの件数

項目	件数	主なコメント
1. 規定の新設について	6	税理士法・我が国の税理士制度との整合性
2. 信頼できる根拠	3	公認会計士兼税理士のみが業務を制限されることにならないか、「信頼」の対象、信頼の程度の判断
3. スタンドバック・テスト	3	タックス・プランニング業務を提供しない場合の依頼人への説明の必要性
4. その他（タックス・プランニング）	6	附則の表現、JP項の規定上の位置、JP項の趣旨
5. その他（別テーマ）	1	犯罪収益移転防止法に関する要改正点
合 計	19	



## 2. 主なコメントの概要と対応案

# コメント対応の基本的姿勢

---

- 本会は、改訂されたIESBA倫理規程を参考に、タックス・プランニング業務及び関連業務に関する規定を我が国の倫理規則において定めるかどうかを検討し、以下の理由から、倫理規則において規定することとしている。
  - ▶ 会員が行うタックス・プランニング業務は、税額の最小化を図る特定の対策を伴う可能性があり、基本原則の遵守に対する阻害要因が生じる可能性がある。（280.4 A2/380.4 A2）
  - ▶ 会員は、専門知識及び経験を通じて、会員の所属する組織又は依頼人が、税務関連の法令等を遵守しつつ、そのタックス・プランニングの目標を達成するように支援する重要な役割を担っており、これにより、法域の税制のより効率的かつ効果的な運用に寄与し、公共の利益に資することができる。（280.4 A1/380.4 A1）
  - ▶ 高い倫理観を保持して公共の利益に貢献するという公認会計士の役割は、タックス・プランニング業務においても発揮されるべきと考えられる。会員が行う税務業務に対しても高度な倫理観の保持を求めることにより、公認会計士の業務が高い倫理観を保持して実施されているという社会からの期待に応えることができる。
  - ▶ 我が国では公認会計士が税理士登録をすることによって税務業務を行うことができるため、タックス・プランニング業務を行う税理士資格を持つ公認会計士に対して一定の規律を示すことが社会的にも期待されている。

# ①倫理規則の対象業務と税理士業務の関係

## コメントの概要 (№4)

依頼人に対して提供する、倫理規則案に書かれている「タックス・プランニング業務及び関連業務」は、全て、税理士法第2条第1項第2号3号にいう「税務相談」「税務代理」に含まれるのか。

税務相談・税務代理に含まれないタックス・プランニング業務及び関連業務が存在する場合、案を正しく理解するためにその例を示してほしい。

## <回答案>

倫理規則では、第280.5 A1項及び第380.5 A1項でタックス・プランニング業務を「所属する組織／依頼人が実務を税効率の高い方法で計画又は構築することを支援する目的で行う助言業務」と定義しており、該当する具体的な業務を第280.5 A2項及び第380.5 A2項で例示しています。また、関連業務についても、第280.6 A1項及び第280.6 A2項並びに第380.6 A1項及び第380.6 A2項において解説及び例示を行っています。

これらの倫理規則の規定は、~~税理士法上の業務に該当するか否かに関係なく、公認会計士の倫理の観点から留意すべきタックス・プランニング業務及び関連業務を例示したものです。これらの業務が税理士法第2条第1項各号に定める業務に該当するかどうかについては、各会員が職業的専門家として判断することになります。~~

## ②公認会計士資格を有しない税理士との公平性

### コメントの概要 (№ 1、5、7、10)

職業的専門家であれば公認会計士であれ税理士であれ、正当な注意義務として「信頼できる根拠 (credible basis)」の有無を判断することや「スタンドバック・テスト」を行うことの趣旨は理解できるが、倫理規則の遵守義務を負うのは公認会計士のみであり、公認会計士資格を持つ者のみに当該義務を課すことは、業務公平性の観点から反対である。

※ 類似の趣旨のコメントを複数いただいております。コメントの概要を示しています。それぞれのコメントはコメント対応表をご確認ください。

### <回答案>

タックス・プランニングに関する規定は、法令等に照らして信頼できる根拠があるかどうかを判断する等、職業的専門家として本規定がなかったとしても**公共の利益に資するために行動するという倫理規則の趣旨に照らして**当然に実施すべき**事項を定めています**。**明文化したものに過ぎず、公認会計士に限らず言い換えれば**、職業的専門家であれば既に実践している、又は実践すべき倫理の行動規範を規定していると考えており、本改正によってこれまで実施可能であった会員の業務が著しく制限されたり、業務上の新たな負担が著しく増える趣旨のものではなく、他の資格を持つ者と比べて会員が不当に重い義務を負うことにはならないと考えられます。

本改正は、会員が職業的専門家としての社会的役割を自覚し、自らを律し、かつ、社会の期待に応え、公共の利益に資することができるようにすることを目的とした倫理規則の趣旨に適うものであり、本規則を遵守することにより、会員自身の業務の信頼性が向上して顧客等からの信頼獲得につながるだけでなく、ひいては公共の利益の向上に資することが期待されます。

## ③セクション280／380の対象となる会員

### コメントの概要 (No.3)

- ① 税理士業務を行う税理士の登録種類は、「開業税理士」、「税理士法人（社員税理士）」及びこれらへの「所属税理士」であり、税理士登録のない者、例えば事務職員は税理士法第2条第1項の税理士業務を行うことはできない。したがって、セクション380の対象となる、会計事務所等に所属する会員に該当する者は、開業税理士、社員税理士、所属税理士の登録を行っている公認会計士（3者という。）であるという理解で正しいか。
- ② 税理士登録を行っていないが3者の下で働いている公認会計士は税理士業務は行っていないが、3者の補助者として働いていることから、対象となるのか。
- ③ 事業会社などの経理部において、自社の税務業務を行うに当たって税理士登録は必要ではない。自社の税務業務を行う公認会計士は、セクション200及びセクション280以下によって、倫理規則の改正箇所の適用対象となるとの理解だが、正しいか。

### <回答案>

- ① セクション380の規定は、税理士法上の登録区分とは関係なく、依頼人に対するタックス・プランニング業務及び関連業務を提供する会員を対象とする規定としています。
- ② **会員は、**依頼人に対してタックス・プランニング業務を提供する場合には、**会員は、**倫理規則のタックス・プランニングに関する規定を遵守することになります。
- ③ 事業会社などの経理部において、会員が所属する組織に対するタックス・プランニング業務に従事する場合、ご理解のとおりセクション280の規定が適用されます。

## ④重要性概念の導入の必要性

### コメントの概要 (№6)

倫理規則において新たな規定を導入する場合にはその制定の趣旨からして「公共の利益」の視点から考えるべきではないか。

今回のタックス・プランニング業務及び関連業務についての規定を設ける場合にも、会員がその趣旨を正しく理解できるような説明が必要であり、そうでなければ、中小企業の税務顧問先に対して提言・助言を行う際に会員が委縮してしまう可能性がある。また追加の時間を要しそのコストの負担が問題となり得る。

このことから、規定に重要性の概念を記述してはどうか。

加えて、関与先の大半が中小企業や個人である会員が制定の趣旨を適切に理解し、過度な反応を起こさないように、丁寧かつ具体的な事例をもった説明をしてほしい。

### <回答案>

本改正においては、例えばR380.14項で求められているタックス・プランニングの広範な経済的影響について検討する際には、依頼人及び公共の利益に与える影響を、事業体の規模だけでなく様々な定性的な要因も併せて考慮することが考えられます。

そのため、重要性に関する**概念を設ける画一的な基準値等を示す**ことは本改正の趣旨に照らして適切ではないと考えられるため、重要性に関する規定は設けないこととします。

タックス・プランニング業務に関する規定の導入に伴い、本会として、研修や解説動画を始めとした啓蒙活動など、会員が本改正の趣旨を適切にご理解いただき、倫理的な行動を図るためのサポートを行っていく予定です。

## ⑤ 「信頼できる根拠」の具体的な水準

### コメントの概要（No7、8、9）

「信頼できる根拠」とは、数値基準を含め、具体的にどのような水準であればタックス・プランニングが信頼できる根拠を有すると判断できるのか。

また、信頼できる根拠は、タックス・プランニングが税務当局から否認されることがないという根拠を持つための確信度を表すものか。

※ 類似の趣旨のコメントを複数いただいております。コメントの概要を示しています。それぞれのコメントはコメント対応表をご確認ください。

### <回答案>

信頼できる根拠の閾値に数値基準を適用する示すことは、適切ではないと考えられることから、数値基準は設けておりません。

タックス・プランニングに信頼できる根拠があるかどうかを判断する上では、第280.12 A4項又は第380.12 A4項に例示したような手続を実施した上で最終的には職業的専門家としての判断を行うこととなります。

また、当該規定は、タックス・プランニング業務が適法か違法かを判断すること自体を求めているものではなく、タックス・プランニングについて、法令等に照らして信頼できる根拠があるかどうかを職業的専門家として判断することを求めているものです。税務当局に当該タックス・プランニングが否認される可能性を考慮することは、タックス・プランニングが信頼できる根拠を有するか否かを判断する際の検討要素の一部ではありますが（第280.12 A4項(6)及び(7)並びに第380.12 A4項(6)及び(7)参照）、それだけで信頼できる根拠があるかどうかを判断するわけではないという点にご留意ください。

## ⑥ スタンドバック・テストの必要性

### コメントの概要 (№11)

R380.14項について、

- ① 信頼できる根拠があると判断しているにも関わらず、会員がこれらの影響を検討しなければならないのはなぜか。
- ② 依頼人に生じる影響は会員サイドからは測定困難であるため「影響について依頼人自身で検討するように促す」程度の規定がよいのではないか。
- ③ 「検討する」手続について、具体的に例示の上解説してほしい。
- ④ さらに検討した結果を受けて、どのような場合にどのように行動すべきなのか具体的に解説してほしい。

### <回答案>

①② R380.14項の手続は、会員がタックス・プランニング業務を提供することが適切かどうかを判断するために実施されるため、依頼人ではなく会員自身が行うことが適切と考えられます。

租税回避に対して社会的な関心の高まりが生じている現在では、企業が取った行動が合法であったとしても、租税回避的に見える場合には、評判の毀損等による様々な損失が発生するリスクが生じる可能性があります。このようなことから、法令に照らして信頼できる根拠があるかどうかを判断するだけでなく、投資家やその他の利害関係者がどのように受け止めるかどうかについても会員が考慮することが必要であると考えられ、このような規定を設けています。

会員に求められているのは、第380.14 A2項で挙げたような点を考慮して広範に影響を考慮することであり、入手可能な情報に基づいて判断することになります。

③④ 実務ガイダンスの中で本項に関する事例を設けるかどうか、いただいたご意見を踏まえ検討させていただきます。



## ⑦ 違法行為への対応

### コメントの概要 (№15)

公開草案第280.8 A1項及び第380.8 A1項の「税務関連の法令等に対する違法行為」の規定で求められている内容は、セクション380が新設されなくても以前からある取扱いであり、注意喚起のためにここに記載しているだけか。それともセクション380を新設したことに伴うセクション360についての追加の扱い・義務か。

もし追加の扱い・義務を規定している場合、税理士登録をもって業務している公認会計士とそうではない税理士とで差異が生じるので反対である。

### <回答案>

既存のセクション260及び360は、会員が**専門業務を実施する過程で**違法行為又はその疑いに遭遇した場合の対応を求める規定です。

一方、本改正では、所属する組織/依頼人に対するタックス・プランニング業務及び関連業務に関して追加的な規定を定めておりますが、設けることとした第380.8 A1項はタックス・プランニング業務を提供する過程で違法行為又はその疑いに気付いた場合、セクション360の規定に従うということを説明した**ものです。あり、その対象は幅広い違法行為全般ではなく「脱税行為若しくはその疑い又はその他の税務関連の法令等に対する違法行為若しくはその疑い」に限られています。このような脱税行為等は、業務実施者が公認会計士であるか税理士であるかを問わず対応が求められることになると考えられるため、他の資格を持つ者と比べて会員が不当に重い義務を負うことにはならないと考えられます。**

## ⑧規定の構成・掲載順

### コメントの概要 (№17)

第380.4 JP項は、「2. 要求事項及び適用指針」の区分に定められている**まず**が、項番号にRもAも付されていないため、「要求事項」にも「適用指針」にも該当しない条項であるとの理解である。「要求事項」にも「適用指針」にも該当しない条項は、「1. はじめに」の区分に記載されることになるのではないか。

### <回答案>

ご指摘のとおり、本項は「はじめに」の中で記載することが適当と考えられるため、本規定の内容は「1. はじめに」に移動した上で、第380.3項の内容と関連することから、第380.3項中に本項の内容を含めることといたします。

また、第380.4 JP項の規定中「これらの業務を依頼人に提供することが」としていた個所は、「これらの業務」の内容を明確に表すため「タックス・プランニング業務を依頼人に提供することが」に変更します。

#### 《セクション380 タックス・プランニング業務》

##### 《1. はじめに》

380.1 . . .  
380.2 . . .  
380.3 . . .

##### 《2. 要求事項及び適用指針》

R380.3 JP . . .  
**380.4 JP . . .**

#### 《セクション380 タックス・プランニング業務》

##### 《1. はじめに》

380.1 . . .  
380.2 . . .  
380.3 (元々の380.3の内容)  
**+ 公開草案380.4JPの内容**

##### 《2. 要求事項及び適用指針》

R380.3 JP . . .

380.3 本セクションは、タックス・プランニング業務の提供に関わる概念的枠組みの適用に関連する要求事項及び適用指針を定めている。本セクションは、会員が、そのような業務を提供する際に、関連する税務関連の法令等を遵守することも求めている。

会員は、これらの業務を依頼人に提供することが法令等により制限される場合には、当然タックス・プランニング業務を提供することはできない。

元々の380.3の内容

公開草案  
380.4 JPの内容

## ⑨ 附則（改正規定の適用時期）

### 公開草案に対するコメント（No.18）

本改正規定は、2026年4月1日から施行することとされているが、2026年4月1日以降に契約を開始したタックス・プランニング業務から適用されるのか。それとも、2026年4月1日より前に契約を開始したタックス・プランニング業務であっても、2026年4月1日以後に業務を実施するものについては適用されるのか。

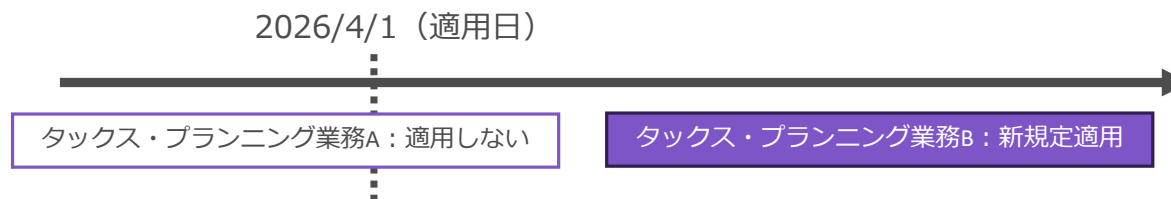
### <回答案>

本改正規定の施行は、契約をどの時点で結んでいるかを問わず、2026年4月1日以後業務を開始するタックス・プランニング業務及び関連業務が対象となります。ここでは、2026年4月1日より前に業務を開始したタックス・プランニング業務及び関連業務に関して、本改正規定を適用させることまでを求めているものではありません。

いただいたご意見を踏まえて、本改正の適用の時点をより明確にするために、「2026年4月1日から施行し、同日以後開始するタックス・プランニング業務に適用する。」と附則の表現を修正いたします。

### <適用日の考え方>

適用日より前から開始している業務に対しては遡及して適用したり、細かく作業ごとに分けて適用することはせず、適用日以後開始するタックス・プランニング業務から開始する。



## ⑩ その他 – 犯罪収益移転防止法への対応

### 公開草案に対するコメント (No.19)

IESBA倫理規程第360.6 A1項は、マネー・ローンダリング防止に係る規制で求められる規制当局への報告に関して、そのことを依頼人に対して通知することが禁止される場合があるという内容の規定であるが、現行の倫理規則では欠番となっている。

(360.6 A1 A prohibition on alerting the client might arise, for example, pursuant to anti-money laundering legislation.)

我が国においては「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正が2024年4月に施行され、公認会計士に対しても疑わしい取引の届出を行うことが義務付けられるようになっており、届出を行ったことを顧客等又は関係者に漏らしてはならないとされている。この法改正を踏まえると、第360.1 A1項については欠番とせず、IESBA倫理規程の内容のとおり、倫理規則において規定することがよいのではないか。

### <回答案>

いただいたコメントのとおり、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正が2024年4月1日に施行され、公認会計士に対しても、特定受任行為の代理等において收受した財産が犯罪収益ではないかという疑いを持った場合等には、守秘義務に係る事項を除き、疑わしい取引の届出を行う義務が新たに課されました。また、公認会計士等が疑わしい取引の届出を行うに際し、これを行おうとすること又は行ったことを当該疑わしい取引の届出に係る顧客等又はその者の関係者に漏らしてはならないとされています。

第360.6 A1項はこれまで欠番としておりましたが、我が国でも当該規定に該当する内容の法改正が上述のとおり行われたことから、**R360.6項を補足する適用指針として**、次のように規定を追加することとします。

「360.6 A1 **例えばマネー・ローンダリングに関する法規制防止法**などに基づき、依頼人に対して規制当局への報告に関する通知を行うことが禁止されている可能性がある。なお、我が国においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律がこれに該当する。」

### **3. 公開草案からの変更箇所**

# 公開草案からの変更箇所

- 公開草案に対するコメントへの対応
- 読者の理解の向上や記載表現の改善等のための字句修正

変更箇所	変更内容
倫理規則に関する手引第4項	規定の読みやすさの観点から表現を修正
第360.6項	欠番としていたところを、犯罪収益移転防止法の施行を踏まえて、IESBA倫理規程の記載を参考に条文化（コメント№19）
第380.4 JP項	倫理規則の構成に合わせて規定の位置を変更し、第380.3項に統合（コメント№17）
第280.19 A1項	規定の読みやすさの観点から表現を修正
附則	適用時期が明確になるよう表現を修正（コメント№18）

# ディスカッションポイント

---

倫理規則の改正公開草案に対するコメントに対して、本資料及び配付資料のコメント対応表に示した対応案についてご意見はあるか。

# 今後のスケジュール

日付	会議体	内容
2025年3月7日（本日）	有識者懇談会	倫理規則公開草案へのコメント対応に関する意見聴取
2025年4月3日	倫理委員会	倫理規則公開草案へのコメント対応に関する審議
2025年4月17・18日	役員会	倫理規則公開草案へのコメント対応に関する審議
2025年7月23日	定期総会	倫理規則変更案審議



●● 信頼の力を未来へ  
jicpa

◆ 日本公認会計士協会